

3月定例教育委員会会議録

公開案件

開催日時	令和5年3月24日（金） 午前10時から	
開催場所	奈良市役所 中央棟地下1階 B1会議室	
出席者	委員	北谷教育長、畑中委員、柳澤委員、梅田委員、川村委員 【計5人出席】
	事務局	沖本課長補佐、中垣主任、上羅
	理事者	【教育委員会】 竹平教育部長、垣見教育部次長、伊東教育部次長、石原教育センター所長、五味原教育政策課長、菱田教育総務課長補佐、乾教育施設課長、山田教職員課長、細川地域教育課長、松浦文化財課長、久保田いじめ防止生徒指導課長、新田教育支援・相談課長
開催形態	公開（傍聴人 0人）	
議題	<p>1 議案</p> <p>議案第41号 中学校区別実施計画「後期計画」の延長について</p> <p>議案第42号 旧右京小学校の土地、建物及び工作物の用途廃止について</p> <p>議案第43号 旧神功小学校の建物及び工作物の用途廃止について</p> <p>議案第44号 奈良市教職員分限懲戒審査委員会委員の委嘱及び任命について</p> <p>議案第45号 奈良市黒髪山キャンプフィールドの臨時開所について</p> <p>議案第46号 奈良市公民館運営審議会委員の解嘱について</p> <p>議案第47号 奈良市指定文化財の指定について</p> <p>議案第48号 奈良市いじめ防止基本方針策定委員会委員の委嘱について</p> <p>議案第49号 奈良市教育委員会が保有する個人情報の保護に関する規則の制定について</p> <p>議案第50号 学校等の技能労務職員の人事について 非公開</p> <p>議案第51号 令和5年4月奈良市立学校管理職人事について 非公開</p>	

	<p>2 その他報告事項</p> <p>(1) 2月定例教育委員会会議 教育長報告(5)「公の施設の指定管理者の候補者の選定について(奈良市公民館24施設)」の指摘事項について</p> <p>(2) 「生活調べ」アンケートの結果について</p>
決定取り纏め事項	<p>1 議案</p> <p>議案第41号 中学校区別実施計画「後期計画」の延長については、可決した。</p> <p>議案第42号 旧右京小学校の土地、建物及び工作物の用途廃止については、可決した。</p> <p>議案第43号 旧神功小学校の建物及び工作物の用途廃止については、可決した。</p> <p>議案第44号 奈良市教職員分限懲戒審査委員会委員の委嘱及び任命については、可決した。</p> <p>議案第45号 奈良市黒髪山キャンプフィールドの臨時開所については、可決した。</p> <p>議案第46号 奈良市公民館運営審議会委員の解嘱については、可決した。</p> <p>議案第47号 奈良市指定文化財の指定については、可決した。</p> <p>議案第48号 奈良市いじめ防止基本方針策定委員会委員の委嘱については、可決した。</p> <p>議案第49号 奈良市教育委員会が保有する個人情報の保護に関する規則の制定については、可決した。</p> <p>議案第50号 学校等の技能労務職員の人事については、可決した。</p> <p>議案第51号 令和5年4月奈良市立学校管理職人事については、可決した。</p> <p>2 その他報告事項</p> <p>(1) 2月定例教育委員会会議 教育長報告(5)「公の施設の指定管理者の候補者の選定について(奈良市公民館24施設)」の指摘事項については、報告を受けた。</p> <p>(2) 「生活調べ」アンケートの結果については、報告を受けた。</p>
担当課	教育委員会教育部 教育政策課
議事の内容	
教 育 長	定刻となりましたので、始めさせていただきます。
教 育 部 長	本日ご審議いただきます案件につきまして、議事次第にございますように、議案第51号「令和5年4月奈良市立学校管理職人事について」を追加させていただきますと思います。また、本日理事者の教育総務課長が欠席のため、代理として菱田教育総務課長補佐を出席させたいと思いますが、よろしいでしょ

	うか。
教 育 長	はい、分かりました。 まず、事務局より資料の説明をお願いします。
事 務 局	本日の資料は、事前説明時に配付したとおりです。なお、議案第50号、51号につきましては、議案審議の前に関係者のみ資料を配布させていただきます。
教 育 長	本日の委員会は委員全員が出席しており、成立します。ただいまから3月定例教育委員会を開会いたします。本日の会議録署名委員は、私と梅田委員でお願いいたします。 次に、会議録の確認を行います。2月定例教育委員会の会議録署名委員は、柳澤委員です。柳澤委員、いかがでしょうか。
柳 澤 委 員	結構です。
教 育 長	それでは本日の案件に入ります。 本日の案件は、議案11件、その他報告2件でございます。なお、先月使用承認した後援名義は15件ございましたのでご報告をいたします。 本日の案件のうち、議案第50号及び第51号は、人事に関する案件であるため、非公開として審議すべきであると思いますが、いかがいたしましょうか。
各 委 員	異議なし。
教 育 長	異議なしと認めます。よって、議案第50号及び第51号は非公開とすることに決定をいたします。なお、人事案件であるため、関係部課長のみでの審議といたします。それでは公開の案件から始めます。 最初に、その他報告(1)「2月定例教育委員会会議 教育長報告(5)「公の施設の指定管理者の候補者の選定について」の指摘事項について」地域教育課長より説明願います。
地域教育課長	2月定例教育委員会において、公の施設の指定管理者の候補者の選定について、議案に議案を提出することを報告させていただきました。当初、指定管理者を奈良市生涯学習財団、指定管理期間を3年間という上限で、指定管理者選定委員会で審査いただいております。 しかし、教育委員会事務局で、総合的に今後の公民館運営を考えていく必要があるという課題認識のもと、指定管理期間を1年間に変更し、議案として諮らせていただきたいと判断をし、2月の定例教育委員会にご報告いたしましたところ、手続きに関し指摘をいただきましたので、改めて説明させていただきたいと思います。

奈良市の公民館施設24館については、今年度をもって5年間の指定管理期間が満了になるため、来年度以降の指定管理者及び指定管理期間について、議会に諮って承認を得ることが必要でした。

指定管理者に関しましては、現在、奈良市生涯学習財団にお願いしております。奈良市の生涯学習、社会教育、公民館運営の担い手として、奈良市生涯学習財団に代わるものはないということで、非公募で、指定管理者の審査を行うことになりました。

また指定管理期間はこれまでの5年よりも少し短くして、3年間で指定管理者選定委員会に審査していただいたということでございます。

その後、教育委員会事務局で最終検討する中で、運営時間の見直しや既存の公民館事業に加えてどのような事業展開をするか等、公民館の今後の運営のあり方について様々な課題認識を改めて確認し、一度1年間という指定管理期間を設定した上で、生涯学習財団も含めて、今後の公民館のあり方について、一定の方向性を見いだしてから次の指定管理期間に向かう必要があるのではないかという判断をいたしました。

奈良市公の施設における指定管理者の指定の手続き等に関する条例の中で、指定管理者の選定の考え方と手続きに関して示しており、第4条選定の基準及び方法に、「総合的に考慮し、議会の議決を経て指定管理者に指定をする」と定められております。これに照らして、教育長専決で指定管理期間を1年に変更し、最終的には議会に提出させていただくことになりました。

ただし、一旦、指定管理者選定委員会で指定管理期間を3年、指定管理者を生涯学習財団ということで審査いただき了解いただいておりますので、最終判断に至るまでには、審査いただいた3名の委員のうち、1名の方には直接お会いをさせていただき、他の2名の方については、議案書の作成までの時間が無いということで、電話で報告をし、最終的に議案の作成に至ったということ、2月の定例教育委員会で報告をさせていただきました。

しかし、その手続きのあり方についてご指摘がございましたので、改めて、3年で審査いただきました指定管理期間を1年で議会の方にお諮りさせていただきたいと考えている旨を、3名の委員のもとに出向き文書でもご説明し、ご了解いただきました。

これまでの経緯と指摘後の動きについて、本日報告させていただくものです。以上です。

教 育 長

この件に関して、審査結果とは異なる決定をすることについては、議論の過程と手続きについて教育委員会に報告し、議事録に残していくべきではないかという指摘がございました。

ご指摘のとおり、改めて課長に指示をし、選定委員会の委員の方々にも文書でご説明し、教育委員会でも議事録に残すべく手続きを踏ませていただきます。

この件に関して、ご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

ご意見がないようですので、その他報告事項(1)「2月定例教育委員会会

議 教育長報告（５）「公の施設の指定管理者の候補者の選定について」の指摘事項について」は、承りおきます。

次に、議案第４１号「中学校区別実施計画「後期計画」の延長について」、教育政策課長より説明願います。

教育政策課長

１ページをご覧ください。

１番の中学校区別実施計画「後期計画」の計画期間について、当初、平成２８年から令和２年度までの計画でしたが、教育委員会で議決いただいた後２年間延長させていただき、令和４年度末までの計画となっております。この計画を、さらに１年延長させていただき、令和５年度末までの計画とさせていただきたいと考えております。

２番の後期計画について、後期計画では、平城西中学校区、若草中学校区について統合再編を検討することとしており、平城西中学校区につきましては、施設一体型の小中一貫校として令和４年４月にならやま小中学校を開校しております。若草中学校区につきましては、学校規模適正化に向けて、引き続き取組を進めている状況です。

３番の計画延長の理由として、若草中学校区の子どもたちの教育環境を早期に整えていきたいと考えており、学校規模適正化に向けて引き続き取り組んでいきたいと考えております。そのため、計画期間を１年延長させていただきたいと考えております。方針としては、鼓阪北小学校は過小規模ですが、HOP青山との連携を図りながら子どもたちの数の推移を見守っていききたいと考えております。鼓阪小学校、佐保小学校については、令和８年度を目途に、佐保小学校敷地内で統合再編し、佐保小学校の校舎は全面建て替えを行う方向で、保護者や地域と協議を進めております。

４番の次期計画について、今後、児童生徒数の推移を見守りつつ、国の動向も注視しながら、通学区域や施設の状態などを総合的に勘案し、計画策定に向けて方向性を定めていきたいと考えております。

続いて２ページから３ページにかけては、令和４年５月１日現在の中学校、小学校の児童生徒の数と学校規模について示しております。

５ページをご覧ください。こちらでは過小規模、小規模、適正規模、大規模校を定める際の小中学校別の基準を示しております。

最終ページでは、小学校、中学校ごとに、児童生徒数の多い順に学校を並べた表を示しています。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

教 育 長

実施計画を１年延長するという議案ですが、この件に関して、ご意見、ご質問よろしくお願いたします。

柳澤委員。

柳 澤 委 員

３ページの若草中学校区の「後期計画の内容」について、「小中一貫教育を軸とした統合再編を検討する」とありますが、具体的には、どのような小中一

貫教育になるのですか。

教育政策課長 小中一貫教育については、施設一体型ではなく、若草中学校区に属する3小学校と中学校の間に連携を深めて、中学校での教育につなげる形で取り組みたいと考えております。

当初、若草中学校の敷地を活用して、小中学校を集約し、施設一体型の小中一貫校を設置するという方向も考えておりましたが、敷地の面積や地盤の関係で断念いたしました。それ以外の候補地も検討させていただきましたが、公有地として確保できるような広大な土地が存在しなかったという状況がございまして、施設分離型の小中一貫教育として進めていく方向となっております。

柳澤委員 今回の若草中学校区の三つの小学校のあり方で、HOP青山とも当然連携するわけですが、しっかり小中一貫の姿が見えるようにした方が良いと思いました。

教育長 他にございませんでしょうか。

梅田委員 今回の後期計画の延長については、進めていただければと思います。その上で、意見を述べさせていただければと思います。

幾度と議論を重ねながら、延長しての後期計画ということですが、本来、学校の小規模化によって発生する諸問題を奈良市として考えたうえで、子どもたちの様々な力を育てることができる学校環境の実現に向けた実施計画が示されるものだと思います。

計画ですので、その計画の終期においては総括をしたうえで、次の計画策定に向けた議論を進めていくことが重要だと思います。

教育政策課長 総括は、統廃合後の児童のアンケートもふまえたうえで、今後の課題を整理していきたいと考えております。

教育長 この後期計画の延長では、若草中学校区についてはしっかりと取り組みながらも、今後、人口動態や国の動向も捉えながら、見通しを持ち、次の策定に向けた準備が必要であると思います。

例えば、過去に適正化を行った東部地域についても、今後の児童生徒数の推移や検証も含め、実態をしっかりと把握し、次の策定に向けて議論していく必要があると思います。事務局としても、議論をしていきたいと思っています。

他に、ご意見ございませんでしょうか。

川村委員。

川村委員 5ページに学校規模の基準が載っていますが、これは毎年変わるのではなく、決まっているものなのではないでしょうか。6ページでは、小学校の児童数が多いところでも大規模ではなく、適正規模と位置付けられている学校もあります。

このようなデータをもう1回考察することは考えておられるのでしょうか。

教育政策課長

学校規模の基準については、変更はありません。今後の進め方等の中で、国の動向は必ず見ていかないといけないと思っておりますが、教育の中で集団で活動を行う環境が必要であるという方向性は変更があるものではないと考えております。ただ、例えば35人学級が今後中学校まで拡大される、もしくは、30人学級が導入される等により、5ページに示させていただいている学校規模の基準に影響することもありえますので、注視していかねばならないと思っております。

現時点では、後期計画までで、対象としていない学校について統廃合するというような物理的な方策によって、学校規模適正化を図る考えはありませんが、特に東部山間の小学校につきましては、予測していた以上に児童数の減少が進んでおりますので、今後どのような手だてを行うか検討が必要だと思っております。

具体的には、柳生小学校でしたら今現在24人ですが、統廃合するにも距離が離れているため難しく、近隣で言いますと田原小学校、月ヶ瀬小学校でも10数キロ離れており、都祁小学校、鼓阪北小学校にしても15キロ前後離れております。また、統合したとしても小規模状態は解消できないという状況でございますので、適正規模を確保するとなると佐保小学校や飛鳥小学校と統合することになりますが、20キロ程度離れて難しい状況ですので、そもそも物理的な統合再編以外の手法も含めて、総合的にどういう教育ができるか検討していくのが、第一だと思っております。

次期計画についてはその辺りの検討を経た上で、策定していきたいと考えております。

教 育 長

今日、いただいた意見を踏まえ、適正化については検討していきたいと思えます。

ご意見がないようですので、議案第41号「中学校区別実施計画「後期計画」の延長について」採決をいたします。

本案を原案どおり可決することに決しまして、ご異議ございませんか。

各 委 員

異議なし。

教 育 長

異議なしと認めます。よって、議案第41号は原案どおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第42号「旧右京小学校の土地、建物及び工作物の用途廃止について」、教育施設課長より説明願います。

教育施設課長

資料1ページをご覧ください。

市の施策として、旧右京小学校の跡地活用に向け、建物2,114.02平方メートル及び工作物を解体撤去し、学校用地26,381平方メートルの教

育財産としての用途を廃止しようとするものです。

2 ページ目には、教育財産用途廃止一覧表を載せております。3 ページ目には施設の位置図、4 ページ目から7 ページ目には施設台帳を載せております。説明は以上でございます。

教 育 長

このことについて、ご意見ご質問等ございませんでしょうか。
ご意見がないようですので、議案第42号「旧右京小学校の土地、建物及び工作物の用途廃止について」採決をいたします。
本案を原案どおり可決することに決しまして、ご異議ございませんか。

各 委 員

異議なし。

教 育 長

異議なしと認めます。よって議案第42号は原案どおり可決することに決定いたしました。
次に、議案第43号「旧神功小学校の建物及び工作物の用途廃止について」、教育施設課長より続いてお願いします。

教育施設課長

資料1 ページをご覧ください。
内容といたしましては、市の施策として旧神功小学校の跡地活用に向け、建物3,230.25平方メートル及び工作物を解体撤去し、教育財産としての用途を廃止しようとするものでございます。
2 ページ目には、教育財産用途廃止一覧表、3 ページ目には施設の位置図、4 ページから7 ページ目には、施設台帳を載せております。説明は以上でございます。

教 育 長

この件について、ご質問等ございませんか。

柳 澤 委 員

土地は教育財産としてそのまま残っているということですか。

教育施設課長

現在、旧神功小学校のグラウンドの一部に、中学校用のテニスコートを再設置しております。また、プールの施設も小学校と中学校合わせて利用しているという状況の中で、敷地を一部学校施設としてまだ利用しているため、今回、土地の部分に関しては、用途廃止はしないという形で議案にさせていただいております。

教 育 長

他によろしいでしょうか。
それでは、ご意見がないようですので議案第43号「旧神功小学校の建物及び工作物の用途廃止について」、採決をいたします。
本案を原案どおり可決することに決しまして、ご異議ございませんか。

各 委 員

異議なし。

教 育 長 異議なしと認めます。よって、議案第43号は原案どおり可決することに決定をいたしました。

次に、議案第44号「奈良市教職員分限懲戒審査委員会委員の委嘱及び任命について」教職員課長より説明願います。

教職員課長 資料1ページをご覧ください。

こちらの表にあります4名の方に、再任ということで引き続き分限懲戒審査委員会をお願いしようとするものです。令和5年4月1日から令和7年3月31日までの2年の任期となる予定でございます。ご審議よろしくお願いたします。

教 育 長 この件について、ご質問等ございませんでしょうか。

ご意見がないようですので、議案第44号「奈良市教職員分限懲戒審査委員会委員の委嘱及び任命について」、採決をいたします。

本案を原案どおり可決することに決しまして、ご異議ございませんか。

各 委 員 異議なし。

教 育 長 異議なしと認めます。よって議案第44号は原案どおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第45号「奈良市黒髪山キャンプフィールドの臨時開所について」地域教育課長より説明願います。

地域教育課長 今回、団体から申し入れがございまして、黒髪山キャンプフィールドの臨時開所に関してお諮りをするものです。

資料1ページの1番目に、今回、臨時開所をしようとする計12日の開所日を示しております。臨時開所の理由は団体利用のためであり、4番目には開所日に関する根拠法令を記載しております。

資料2ページは、黒髪山キャンプフィールドの指定管理者である奈良市黒髪山キャンプフィールド運営協議会からの臨時開所についての依頼文、資料3ページはNPO法人いこま山の子会からの臨時開所についての依頼文です。

このNPO法人いこま山の子会は、これまでも黒髪山キャンプフィールドを活用して、自然環境のもとで幼児教育や保育、子育て支援の活動をされている団体でございます。

臨時開所については、以前にも当該団体からご要望があり許可をしているところですが、令和5年度にも黒髪山キャンプフィールドを使用し、親子の様々な自然体験、子育て支援の活動をされたいということで、今回お諮りするものでございます。説明は以上でございます。

教 育 長 この件に関しまして、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。

畑中委員。

畑 中 委 員

今回のこの臨時開所については異議ございません。前回は臨時開所に伴う議論の中で、平日利用や学校等が学習の一環としてどのように利用できるか等、施設の利用の拡充について意見を述べさせていただき、今後検討していくというような回答をいただいております。

次年度に向けて、どのような協議をされているか、分かる範囲で結構なのでお聞かせいただきたいと思います。

地域教育課長

黒髪山キャンプフィールドに関しては、委員ご指摘のように様々な運営拡充や利活用の声もいただいております、その一つに、本日お諮りしているような利用拡充も含まれます。

今後のキャンプフィールドの運営に関しては、利用料や開所日がどうあるべきか、それから、今は対象者を青少年、指導者という形で基本的には限定していますが、年配の方も含め、対象者をどこまで拡充するかについても議論のテーブルに上げて、検討させていただいております。

また、施設のあり方についても重要なポイントであると考えています。地方自治法にもございますが、最小限の経費で最大限の効果を上げる運営という視点も必要だと思っています。これについては、施設を管理運営していただける指定管理者のニーズもございますので、民間のシンクタンクに相談しながら、何ができるか受け手のニーズも含め検討しているところです。

対象者や開所日、利用料のあり方、施設の運営のあり方、運営していただける事業者のニーズ、利用される市民のニーズについて相互で検討しておりますが、まだ結論には至っておりません。

当然、方向性を変えるということになりますと、教育委員会で審議をいただくこともございますので、一定の方向性が出ましたら改めてご報告し、お諮りしていくということになると思っております。

畑 中 委 員

今後の展望について、様々な方面から検討いただきたいと思います。とても魅力ある施設だと思っておりますので、アイデアやノウハウを収集し、次年度の指定管理者の選定も行われると思っておりますが、キャンプフィールドの広報や利用者に対する募集等、運営そのものを異なる団体に任せる方向についても、考えていただけたらと思っております。

教 育 長

他にございませんでしょうか。

川 村 委 員

この黒髪山キャンプフィールドを一番よく使っているのが、このいこま山の子会の団体になりますでしょうか。

地域教育課長

客観的な数字の比較を持ちえていませんが、このいこま山の子会は、臨時開所の部分も含めて、年間で一定の利用はあります。また、この黒髪山キャンプ

	<p>フィールドの指定管理者である運営協議会の関係団体である、ボーイスカウト関係の方のご利用もあるような状況です。</p>
教 育 長	<p>よろしいでしょうか。</p> <p>ご意見がないようですので、議案第45号「奈良市黒髪山キャンプフィールドの臨時開所について」、採決をいたします。</p> <p>本案を原案どおり可決することに決しまして、ご異議ございませんか。</p>
各 委 員	<p>異議なし</p>
教 育 長	<p>異議なしと認めます。よって議案第45号は原案どおり可決することに決定いたしました。</p> <p>次に、議案第46号「奈良市公民館運営審議会委員の解嘱について」地域教育課長より説明願います。</p>
地域教育課長	<p>資料1ページをご覧ください。</p> <p>今回、公民館運営審議会に委嘱または任命している委員のうち、野田幸生氏につきまして一身上の都合により、令和5年3月3日付で辞任届が提出されたために、解嘱しようとするものでございます。</p> <p>野田氏の解嘱にあたりまして、後任者の選任に関する考え方でございますが、資料2ページに、第37期、現在の奈良市公民館運営審議会委員の名簿を添付しております。</p> <p>野田氏を含めますと11名ですが、学識経験者や地域で活動されておられる方等にも入っていただいております。野田氏に関しては、将棋教室の代表ということで、実際に公民館を舞台に活動しておられる方として、この審議会に参画いただいておりますが、その他の委員で公民館という場で様々な活動しておられる委員がいらっしゃるため、今回、野田氏の解嘱にあたりましては後任者の選任をせずに、その他の委員の方でご審議を賜ることを考えており、解嘱に伴う補充はございません。</p> <p>説明は以上でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
教 育 長	<p>この件に関して、ご意見ご質問ございませんでしょうか。</p>
柳 澤 委 員	<p>提案はそれで結構だと思います。</p> <p>2ページの備考欄に、先ほど説明があった、学識経験者等のそれぞれの委員の方の区分を表記いただくとありがたいと思いました。</p>
地域教育課長	<p>整理をいたしまして、次回にお渡しできるようにさせていただきます。</p>
教 育 長	<p>今後、このような議案を提出するときには、区分欄に明記するよう事務局の方で対応いたします。他にご意見はございませんか。</p>

それではご意見がないようですので、議案第46号「奈良市公民館運営審議会委員の解嘱について」、採決をいたします。

本案を原案どおり可決することに決しましてご異議ございませんでしょうか。

各 委 員 異議なし。

教 育 長 異議なしと認めます。よって議案第46号は原案どおり可決することに決定をいたしました。

次に、議案第47号「奈良市指定文化財の指定について」文化財課長より説明願います。

文化財課長 資料1ページにありますように、1月定例教育委員会で諮問案件として附議し、文化財保護審議会において審議いただいた結果、文化財指定することが適当と認めるということで、2月17日付文化財保護審議会会長名で答申がありました。

これに基づきまして、今回指定いたしますのが、資料2ページにあります彫刻で、木造地藏菩薩半跏像になります。もう1件が、名勝正暦寺福寿院庭園でございます。16ページの指定候補の概要については、前回の説明と同じになりますので割愛させていただきます。

今回、議案を承認いただきましたら告示をし、年度明けの観光文教委員会において報告をする流れになっております。以上でございます。

教 育 長 この件に関して、ご意見ご質問ございませんでしょうか。

柳 澤 委 員 17ページの告示文について、表の所有者・所在地のところで、彫刻の方は所有者が明確になっていますが、名勝については地番のみの記載になっております。16ページの指定候補者の概要でも、正暦寺の庭園の所有者は、ほか5名と書いてあります。これはあえてこの表記になっているのでしょうか。

文化財課長 審議会の時にも話に上がりましたが、ほとんどは正暦寺が管理しているのですが、一般の個人が所有している部分もあり、土地の所有者として全て個人名を表記するのは適さないのではないかということで、国の名勝や史跡の土地所有者の告示例に準じて、審議会とも調整しまして、この表記に改めております。

教 育 長 よろしいでしょうか。

川 村 委 員 11ページを見させていただいていますが、四角い黒枠が指定範囲と表記されていますが、ここの客殿は対象外になるのでしょうか。

文化財課長 今回の名勝の指定としては、対象外になっています。

川 村 委 員	文化財の指定を受けると、修繕等の補助をいただけると以前伺いましたが、この客殿に関しては、そのような補助は受けられないということでしょうか。
文化財課長	市の文化財の指定としてはございません。客殿はもうすでに国の重要文化財になっております。
川 村 委 員	わかりました。ありがとうございます。
教 育 長	よろしいでしょうか。それではご意見がないようですので、議案第47号「奈良市指定文化財の指定について」、採決いたします。 本案を原案どおり可決することに決しまして、ご異議ございませんでしょうか。
各 委 員	異議なし。
教 育 長	異議なしと認めます。よって議案第47号は原案どおり可決することに決定いたしました。 次に、議案第48号「奈良市いじめ防止基本方針策定委員会委員の委嘱について」いじめ防止生徒指導課長より説明願います。
いじめ防止生徒指導課長	現行の奈良市いじめ防止基本方針は、いじめ防止対策推進法第12条の規定に基づき、平成30年3月に策定をしたものでございます。本基本方針には、法の施行状況や国の基本方針の変更等を勘案して、必要に応じて基本方針の見直しを検討し、その結果について必要な措置を講じると記されておりまして、施行後4年が経過をしたこと、また、令和3年3月には、奈良県のいじめ防止基本方針が改定をされましたことから、この間の変遷や様々な成果課題を踏まえて、基本方針の見直しを行うこととしたものでございます。現在、改定に向けた作業を進めているところでございます。 奈良市いじめ防止基本方針策定委員会委員の委嘱につきましては、令和3年12月定例教育委員会にお諮りをし、資料2ページに記載の6名の委員の方々に、答申がなされた日までを任期として、委嘱または任命をさせていただいているところですが、奈良教育大学教授の粕谷貴志氏の任期につきましては、所属の大学の規定によりまして、令和5年3月31日までとなっていることから、事務手続き上改めて委嘱をしようとするものでございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
教 育 長	この件に関しまして、ご質問等ございませんでしょうか。 意見がないようですので、議案第48号「奈良市いじめ防止基本方針策定委員会委員の委嘱について」、採決をいたします。 本案を原案どおり可決することに決しまして、ご異議ございませんか。

各 委 員

異議なし。

教 育 長

異議なしと認めます。よって、議案第48号は原案どおり可決することに決定をいたしました。

次に、議案第49号「奈良市教育委員会が保有する個人情報の保護に関する規則の制定について」、教育総務課長補佐より説明願います。

教育総務課長補佐

規則制定の内容について説明させていただきます。資料の40ページ、個人情報保護制度の概要についてご覧ください。

今回の規則の制定についてですが、これまでの個人情報保護法制は、民間事業者や国、地方公共団体ごとに規定され、各自治体の条例における規定や運用ルールに相違があり、社会全体のデジタル化に伴うデータ流通の支障となっておりました。そのため、個人情報保護に加えてデータ流通を両立するため、個人情報の保護に関する法律が改正され、全国統一的な個人情報保護法制が令和5年4月より施行され、各自治体にも適用されることになりました。

この法改正に伴い、令和5年4月から法が各自治体にも直接適用されるため、奈良市においても、現行の二つの条例、奈良市個人情報保護条例及び奈良市特定個人保護条例を廃止し、新たな法の施行に伴う必要な事項を定めた奈良市個人情報の保護に関する法律施行条例を令和4年12月23日に制定しました。本条例は令和5年4月1日付で施行されます。

このことに伴いまして、条例第17条の規定により、教育委員会などの各実施機関においても、施行に関し、必要な事項を規則で定める必要がありますので、現行の規則を廃止し、新たに必要な規則の制定を行うものです。

続けて資料の1ページをご覧ください。今回制定する規則の改廃調書でございます。改廃調書内の4番、制定改廃の概要としまして、法及び施行条例の規定に基づく奈良市教育委員会が保有する個人情報の保護について、市長が保有する個人情報保護の例によるものとするとして、新たに奈良市教育委員会が保有する個人情報の保護に関する規則を制定し、附則において、現行の二つの規則の廃止を明記しております。

資料の3ページから37ページは、関連する奈良市個人情報の保護に関する法律施行細則と奈良市個人情報の保護に関する法律施行条例、資料38から39ページは現行規則を添付しております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

教 育 長

ご意見ご質問よろしくお願いたします。

ご意見がないようですので、議案第49号「奈良市教育委員会が保有する個人情報の保護に関する規則の制定について」、採決をいたします。

本案を原案どおり可決することに決しまして、ご異議ございませんか。

各 委 員

異議なし。

教 育 長

異議なしと認めます。よって議案第49号は原案どおり可決することに決定をいたしました。

次に、その他報告(2)「生活調べ」アンケートの結果について、教育支援・相談課長より説明願います。

教育支援・相談課長

今年度の年間3回、学期ごとに実施した生活調べアンケートについて報告いたします。2学期より質問12「常にマスクをしていないと不安である」を追加して実施しております。今回お示しした資料といたしましては、初めに、各質問について令和3年度1学期から3学期までの結果を示しております。

次に、気持ちの安定度と生活の安定度、援助希求行動を示しております。最後に、今回は、学識経験者に年間の結果の分析を、また今後に向けての助言をいただきましたので示しております。

まず、2ページの質問2「なかなか眠れないことがある」をご覧ください。令和3年度、令和4年度を比べますと大きく傾向は変わりませんが、若干「あてはまらない」「あまりあてはまらない」が増えており、全体の傾向としては良くなっております。

3ページの質問4「むしゃくしゃしたり、イライラしたり、かっとしたりする」のところでは、中学生では、令和3年度と令和4年度であまり変化はありませんが、小学生は「あてはまらない」「あまりあてはまらない」が増えており、全体の傾向としては良くなっております。

続いて、4ページの質問5「何事にもやる気がおきない」、質問6「頭やお腹が痛いなど、体の調子が悪いことがある」の項目につきましては、中学生は「あてはまらない」「あまりあてはまらない」の回答割合が1学期から3学期にかけて減少しており、令和3年度に比べて令和4年度はその傾向が強まっています。子どもたちのメンタルヘルスに関わる質問ですので、原因については引き続き分析をしていきたいと考えております。

6ページ、質問10「困ったときに、学校の先生や家の人に頼ることができる」の項目では、令和3年1学期から徐々に「あてはまる」「だいたいあてはまる」と回答した割合が高まっております。令和4年度3学期も同様の傾向が続いております。

続いて、7ページの質問11「学校や家で何か不安を感じたことがある」では、令和3年度当初に比べ、徐々に「あてはまらない」「あまりあてはまらない」の回答割合が増え、子どもたちの不安が和らいできていることが分かります。

同じく7ページの下質問12「常にマスクをしていないと不安である」の項目では、「あてはまる」「だいたいあてはまる」と回答した人の割合が、2学期に比べて3学期は、小学生では1%、中学生では2%ほど増加しております。若干の変化ではありますが、2学期にアンケートを実施した時期が感染者数が落ち着いてきた時期、逆に3学期のアンケート実施時期が感染者数が増えていた状況があったということから、増加の要因の一つであったというふうに考え

ております。

続いて、8ページの「アンケート評価得点の結果」をご覧ください。この2年間の小学生の推移を見ておきますと、1学期から2学期、2学期から3学期にかけて、気持ちの安定度、生活の安定度を含めた総合点が良くなっている傾向が分かります。その上で、令和3年度より令和4年度の方が得点が良くなる方向に底上げされており、市立小学校全体としては状態が良くなっていると考えております。逆に、中学生の得点推移を見ますと、この2年間、おおむね一定の数値を示しておりました。このことから、中学生は基本的にこの程度の気持ちや生活上の揺れを抱きながら生活しているというように考えられます。また令和4年度1学期のデータは特異的であり、分析を続けていきたいと考えております。

続きまして、8ページ下「援助希求行動の回答割合」をご覧ください。「援助希求行動の回答割合」に関わる質問9、質問10の回答から、四つのグループに分けた結果の割合を示しております。グラフの左から1つ目、「相談できる人や場があり頼ることができる」。2つ目、「相談できる人や場はないが頼ることができる」。3つ目、「相談できる人や場があるが頼ることができない」。4つ目が「相談できる人や場もなく1人で抱えている」となっております。

小学生の結果を見ますと、この2年間で相談できる児童の数が増加し続けており、約8%増加したことになります。内訳を見ますと、「話せる場がない」「相談できる」の割合の変化が増加となっております。中学生はこの2年間で「相談できる」の変化した割合が多くなっておりませんが、令和4年度3学期の時点で相談できる割合が72%となりましたが、元々が小学生より高かったこともあり、増加分は小学生よりは少なくなっています。中学生は「大人に頼れない」から、「相談できる」に変化した割合が高くなっておりました。

前回の報告でも申し上げましたが、市の小中学生の人数から考えますと、約1,000人の児童生徒が「相談できる場がない」と感じていた状態から「相談できる」と感じられるようになった児童生徒が増えている傾向があり、このことを日頃の学校における相談活動の成果として、学校現場の方にはフィードバックをしていきたいと考えております。

続きまして9ページから、学識経験者による結果の分析と助言を示しております。

まず、アンケートの評価得点についての分析です。コロナ禍をきっかけに3年間継続して実施してきたことで、結果のどの部分がコロナ禍の影響を受けたのか、元々小学生、中学生という属性によるものなのか、このアンケートにおける小学生、中学生の標準的な数値はどれぐらいなのか、が見えてきました。

例えば質問3で、勉強に集中できないことがある中学生は5.5%程になるが、この割合は2年大きく変わらず、コロナ禍の影響というよりは、中学生という属性によるものであると解釈できます。3年間継続してきたことで、長期休校中と学校再開後がやはり特異的であったことが分かります。小学生は2年間続けて、1学期から3学期にかけて評価得点が良くなっており、この得点推移は年度が始まってから、担任もしくは周りの人と信頼関係が徐々に形成され

ていくことが影響しているのではないかと、といった分析をいただいております。

また、援助希求行動の結果についても、「相談できる」という回答割合が増加していることについては、この数年でヤングケアラーをはじめ、困っている子どもたちに対する社会的な関心が高まり、子どもたちの困り事をとらえる取組や、子どもたちの困ったことがあったら話すことを勧めるような啓発が盛んになってきたことが背景にあるのではないかと、というご意見をいただいております。

また、親密さというのは、ある程度人と人が寄り合わないと言われていたという研究結果もあるため、コロナ禍の初期に人との距離を厳しく保っていた時から徐々に緩和されてきて、濃厚接触者の管理の仕方も変わり、人と人とが寄り合える状況となってきたことも影響していると考えられるが、これに関しては、学校だけではなく、習い事など、子どもを取り囲む環境全般に関わることであり、色々な場面で相談できると感じる子どもたちが増加してきていると解釈できるというご意見をいただいております。

次に、「大人に頼れない」、「1人で抱えている」に分類される数値はあまり変動がなく、そうした児童生徒はどういった状況でも一定数いるという認識を持って対応していく必要があります。そのためのアプローチを啓発や研修の中で、全体として広く扱えるところと、必要などころに必要な個別・事例的対応を使い分けて行っていくことが効果的だというご意見をいただきました。また、ある子が現実的に相談できるかどうかという側面と、その子が相談できていると感じているかどうかという側面、この両面があり、みんなが声をかけてくれていても、相談できないと感じている子もいるため、その子の周囲への期待の仕方やこうありたいと思いつく自分像によって不満が出たりすることを分かって対応する必要があるというご意見をいただきました。

中学生になると、大人ではなく、友達と話せる、相談できると感じる一方で、小学生では先生や大人に話せる、相談できると感じるといった、小中学生での違いはあるため、発達段階によって、同じ質問でも捉えている、感じていることは違うと理解することが必要です。「1人で抱えている」に分類されている児童生徒のメンタルヘルスはよくない状態であると考えられるため、個別対応となると、アンケートの評価得点より、援助希求行動の指標によって対応していくことが重要です。児童生徒が抱えているものがどんなものなのかという点に周囲の教員、大人が関心を持って関わっていくことが大切であり、それができる体制環境、環境づくりが必要ではないかとのご意見をいただいております。

学識経験者から今後に向けての助言もいただいております。学校現場に今後の取組を示す前に、援助希求行動との集計結果で、「相談できる」が増加していることを示して、現場がこれまで取り組んできてくれた成果が出ているということを確認してもらった方が良いという助言をいただいております。質問12「常にマスクをしていないと不安である」に関しては、実際にマスクの着脱については、個人の不安や考えとは別に、クラスの雰囲気など集団心理で

外せたり、外せなかったりするため、先生たちもそういった集団心理の影響があると認識している方は、クラス運営においても見通しがつけやすいだろうというご意見をいただいております。

今後の生活調べアンケートの意義については、この3年間実施したことで、奈良市としての一定の基準が明らかになったと考えられるので、必ずしも全校実施しなければならないと考えなくてもよいが、来年度にコロナ対策の大きな変化があるため、その後、どのような変化があったかは見ていく必要があると考えられる。アンケートを実施した結果、子どもたちにメリット感があることが大切なので、そのためには、自分が回答したものが何のためで、何をとらえようとしているか説明やフィードバックが必要という意見もありました。

今回、こうした分析と助言を受けまして、来年度の1年間は、全市立小中学校の取組として、生活調べアンケートを引き続き実施していきたいと考えております。ただ、同目的のアンケートを来年度、県が実施するため、県が実施をする1学期は実施せず、2学期、3学期に生活調べアンケートを実施し、ポストコロナの状況を踏まえた個別のケアにつなげていきたいと考えています。また、学校への効果的な活用例の周知を行っていくとともに、児童生徒へのフィードバックの仕方についても、検討していきたいというふうに考えております。報告は以上でございます。

教 育 長 このことに関して、ご意見ご質問等よろしくお願いいたします。

畑 中 委 員 アンケートの内容について子どもたちがメリットを感じられることが大切であり、中学校は大事な視点だと思っています。

例えば、質問4で「むしゃくしゃしたり、イライラしたり、かっとなったりする」という項目あるんですけど、子どもたちがこの質問を読んだ時に、むしゃくしゃしたり、イライラしたり、かっとなったりしてはいけないんだと捉えてしまっっては、うまく伝わらないと思います。

ここに書いていただいておりますけれども、アンケートで何を捉えたいかということの説明と共に、アンケートに答えている子どもたちの立場に立って、しっかりと子どもたちが答えたことに対して、返ってくる、応じていくことが大事なことではないかなというふうに思います。

教 育 長 他にございませんか。

梅 田 委 員 アンケート結果の分析を受けて今後の取組の中で、心理教育を含めたフィードバックとあります。そのことはぜひやっていただきたいと思います。もう少し詳しく説明いただけますか。

教育支援・相談課長 アンケートを何のためにしているのか、子どもたちに伝わっているかどうかというところです。ここに書いたことによって、先生がどのようなアプローチをしてくれるかということ、自分で思っていることをそのまま言っている

んだよ」という事も含め、心の持ちようをどのように自分の中で整理していくか、心理教育で言うところのスキルやケースワークの形なども見ていく必要があると思っています。

梅田委員

このアンケート自身は定期的に行っていただいたことによってこれだけの分析が行われ、非常に大きな方向性が見えてきたと思っております。アンケートの継続については、今後に向けての助言にもあるように、コロナ対策の転換についてもしっかりと捉えることが必要で、来年度も継続は必要だろうと思っています。

加えて、結果から見えたことの中で、コロナの影響なのか、小中学校の通常範囲の変化なのか、小学校、中学校という属性によるものなのかが見えてきたことは大きな成果ではないかと思えます。

心理教育を含めた援助希求行動に関しては、教員の関わり方、伴走者としての教員のあり方が具体的に実践されていくという事でもあると思えます。

より多くの学校やクラスで実践され、継続的に取り組んでいく事が非常に重要なことではないかと思えます。アンケートの結果と分析とともに、そこから得られた知見をぜひ実践として各学校で取り組んでいけるようになればと思います。

教育長

他にございませんか。

川村委員

まずこの2年間しっかりとアンケートをとって、まとめていただいたことに感謝いたします。これは今後の大きな財産だと思っております。

先ほど畑中委員からもありましたが、言葉の選び方が大切だと思えます。小学校1年生では分かりやすいような言葉を使っていただいて「むしゃくしゃしたり、イライラしたり」というのはスッと入ってくると思えますが、中学生になると、成長の過程の中で、色々な言葉の受けとめ方を子どもたちはしていくと思えます。

今後を見据えた形で質問文章の検討も是非考えて頂けたらと思えます。よろしくをお願いします。

教育長

各委員からのご意見もあったように、経年のデータを各学校でしっかり活用し、教員のスキルアップにつなげ、子どもたちに返していかなければならないと思えます。

校長会や教員研修においてもこのデータを活用し、学校の実態に合わせて議論をしていただくようにしていきたいと思えます。

ご意見がないようですので、その他報告事項(2)「生活調べ」アンケートの結果については、承りおきます。

これで非公開を除く本日の案件は終了いたしました。

次回の定例教育委員会は、4月18日(火)午前10時より開催を予定し

ておりますので、よろしくお願いいたします。
関係者以外は、ご退席ください。

教 育 長	<p>それでは、これより非公開の案件に入らせていただきます。</p> <p>次に、議案第50号「学校等の技能労務職員の人事について」教職員課長より説明願います。</p>
非公開案件	<p>この審議は、奈良市情報公開条例第29条第2号の規程により非公開とする。</p>
教 職 員 課 長	<p>議案第50号「学校等の技能労務職員の人事について」、教職員課長より概要説明。</p>
	<p><異議なし></p>
	<p>本件については、原案どおり可決した。</p>
教 育 長	<p>議案第51号「令和5年4月奈良市立学校管理職人事について」教職員課長より概要説明。</p>
	<p><異議なし></p>
	<p>本件については、原案どおり可決した。</p>
教 育 長	<p>これで本日のすべての案件は終了いたしました。何かご意見、連絡事項はございませんか。</p> <p>それでは、これをもちまして、本日の教育委員会を閉会といたします。</p>